

豊 福 政 第 8 1 6 号
令和7年(2025年)6月16日

豊中市指定介護保険サービス事業所
豊中市内有料老人ホーム
豊中市内サービス付き高齢者向け住宅
豊中市内軽費老人ホーム
豊中市内養護老人ホーム 管理者 様

豊中市 福祉部 長寿社会政策課長

事故報告書の様式改定及び事故報告要領の改正について(通知)

平素は、当市高齢者保健福祉行政並びに介護保険事業の推進に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、令和6年(2024年)11月29日付介護保険最新情報Vol.1332にて「介護保険施設等における事故の報告様式等について」が発出されたことを受け、当市においても事故報告書の様式、事故報告要領を見直しました。

つきましては、令和7年(2025年)7月1日以降にご報告いただく事故報告書について、改訂後の事故報告書を用いて提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 適用開始時期

事故発生日にかかわらず、令和7年(2025年)7月1日以降に提出する事故報告書

2. 改正後の様式・事故報告要領の掲載

以下のURLリンク先をご確認ください。

【豊中市ホームページ「事故報告関連の書式」】

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/kaigohoken/kaigo_jigyousya/shoshiki_download/jikohokoku.html

※令和7年(2025年)7月1日に情報を更新します。

3. その他留意事項

- ・ 7月以降、旧様式での報告があった場合は、原則、新様式で再提出を依頼しますのでご対応ください。
- ・ 令和7年（2025年）6月以前発生の事故であっても、7月以降に報告書を提出する場合は改正後の様式にてご報告ください。

5. 問合せ先

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係

電 話：06-6858-2838

メール：kaigo.jikohou@city.toyonaka.osaka.jp

以上